

# 参考4 医療保険制度の財政構造表(令和3年度)

## 1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

## 2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(被用者保険間は全面総報酬割)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

## 3. 留意点

### ① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・令和3年4月～令和4年3月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

### ② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

### ③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

## 医療保険制度の財政構造表 - 令和3年度 - (4-3ベース)

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村一般	市町村国保	国保組合	国保計	特別負担調整(※)	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	78,443	48,898	8	236	14,467	142,051	102,435	102,434	5,647	108,081		250,132	170,920	421,052
患者負担	16,896	10,512	2	48	3,085	30,543	15,857	15,857	1,163	17,021		47,563	13,673	61,236
給付費	61,546	38,386	6	188	11,382	111,508	86,577	86,577	4,483	91,060		202,569	157,246	359,815
給付費(前期調整対象除く)	48,842	34,669	4	140	10,871	94,526	32,716	32,716	3,108	35,824		130,350	157,246	
所要保険料(軽減後)	40,832	33,948	4	113	10,871	85,767	11,206	11,206	1,945	13,151		98,918	13,227	
公費	8,010	720	0	28		8,759	21,510	21,510	1,163	22,673		31,432	79,215	
交付金(他制度からの移転)								0		0		0	64,805	
前期財政調整対象分	26,719	17,131	1	73	4,824	48,748	20,678	20,678	1,864	22,543	59	71,350		
給付費(前期調整対象分)	12,705	3,718	2	48	511	16,982	53,862	53,862	1,375	55,237		72,219		
前期財政調整(給付費分)	14,015	13,414	-1	25	4,313	31,766	-33,183	-33,183	489	-32,694	59	-869		
所要保険料(軽減後)	22,337	17,131	1	73	4,824	44,366	7,056	7,056	1,160	8,215		52,582		
公費	4,382		0			4,382	13,623	13,623	704	14,327	59	18,768		
交付金(他制度からの移転)								0		0		0		
後期高齢者支援金	22,889	22,300	9	74	7,217	52,488	11,393	11,393	1,794	13,188		65,675		
後期支援金(加入者割)			10			10	15,809	15,809	1,402	17,212		17,222		
後期支援金(総報酬割)	21,044	19,774		70	6,383	47,272			311	311		47,583		
前期財政調整(加入者割)			-1			-1	-4,416	-4,416	51	-4,365		-4,366		
前期財政調整(総報酬割)	1,844	2,525		4	833	5,207			30	30		5,237		
所要保険料(軽減後)	22,889	22,300	8	74	7,217	52,487	4,676	4,676	1,217	5,893		58,380		
公費	-		1			1	6,717	6,717	578	7,295		7,296		
交付金(他制度からの移転)								0		0		0		
退職抛 outcomes(保険料負担)	-0	0	-	-0	-0	0			-0	-0		0		
財政負担計	98,450	74,100	14	287	22,911	195,762	64,787	64,787	6,767	71,554	59	267,375	92,442	359,817
所要保険料(軽減後)	86,058	73,379	13	259	22,911	182,621	22,937	22,937	4,322	27,259		209,879	13,227	223,106
65歳未満	79,432	71,332	10	230	22,525	173,528	12,508	12,508	3,771	16,280		189,807		
前期高齢者	6,626	2,047	3	30	387	9,093	10,429	10,429	550	10,979		20,072		
公費	12,392	720	1	28		13,142	41,850	41,850	2,445	44,295	59	57,496	79,215	136,711
国	12,392	720	1	28		13,142	29,680	29,680	2,445	32,126	59	45,326	50,503	95,829
都道府県							9,764	9,764		9,764		9,764	15,548	25,312
市区町村							2,406	2,406		2,406		2,406	13,164	15,570
加入者数(万人)	4,035	2,849	2	11	866	7,763	2,485	2,485	270	2,755		10,518	1,816	12,334
65歳未満	3,703	2,748	1	10	852	7,314	1,364	1,364	236	1,599		8,914		
前期高齢者	332	101	0	1	14	449	1,121	1,121	34	1,156		1,604		
総報酬(億円)	986,659	926,921		3,275	299,479	2,216,335			14,587	14,587		2,230,921		
65歳未満	910,690	901,064		2,900	294,425	2,109,080			13,463	13,463		2,122,543		
前期高齢者	75,969	25,857		375	5,054	107,255			1,123	1,123		108,378		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	21.3	25.8	8.0	22.8	26.4	23.5	9.2	9.2	16.0	9.9		20.0	7.3	18.1
所要保険料率(医療給付分)	8.7%	7.9%		7.9%	7.7%	8.2%								

(※) 「特別負担調整」には、特別負担調整において国が支払基金に対して交付する額を計上している。(全ての特別負担調整対象保険者に係る特別負担調整対象額から負担調整対象額を控除した額の総額の二分の一)